

千葉県病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性、認知症ケアの原則等の知識について修得するための研修を実施することにより、病院での認知症の人の手術や処置等の適切な実施の確保を図ることを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 この事業の実施主体は千葉県とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等(以下「委託事業者」という。)に委託して実施することができるものとする。

(研修対象者)

第3条 診療科名等を問わず、千葉市内の病院で勤務する医師、看護師等の医療従事者とする。ただし、委託事業者と協議の上、千葉県内(千葉市を除く)の病院で勤務する医師、看護師等の医療従事者も対象とすることができる。

(研修内容)

第4条 研修内容は、別表に掲げる内容を標準とし、病院勤務の医療従事者として必要な認知症ケアの原則等の知識の修得に資する内容とする。

(受講生の募集)

第5条 受講生の募集は、委託事業者において行うものとし、受講生の勤務する医療機関の所在地に地域の偏りが生じないように努めるものとする。

(修了証書等の交付等)

第6条 市長は、研修修了者に対し別途定める修了証書(様式第1号)を交付する。
2 市長は、研修修了者について名簿(様式第2号)を作成し、管理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和5年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和8年 4月 1日から施行する。

(別表)標準カリキュラム

	研修内容	時間
I 目的	<ul style="list-style-type: none">• 共生社会の実現を推進するための認知症基本法• 認知症施策• 本人の視点を重視したアプローチ• 入院する認知症の人に起こっていること• 一般病院の医療従事者に期待される役割	15分
II 対応力	<ul style="list-style-type: none">• 認知症の人の理解• 認知症の病型、症状、経過• 治療と非薬物療法• 認知症に伴う行動・心理症状(BPSD)への対応• せん妄への対応・認知症ケアの基本• 家族・介護者への支援• 認知症の人の意思決定支援について	60分
III 連携等	<ul style="list-style-type: none">• 連携の定義と展開過程• 各医療従事者の院内連携上の役割• 入院時・退院時カンファレンスで確認・検討すべき内容や課題• 認知症の人を支える様々な仕組み	15分

(様式第1号)

第 号
修 了 証 書
氏 名 様
生年月日 年 月 日
あなたは、厚生労働省が定める病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修を 修了したことを証します
年 月 日
千葉市長 ○○ ○○

(様式第2号)

修了証 番号	修了年月日	氏名 (生年月日)	職種	医療機関		
				名称	住所	電話番号